

夏泊漁港機能保全計画見直し業務技術資料等作成要領

令和8年7月28日の公告に基づき、夏泊漁港機能保全計画見直し業務の公募型指名競争入札に係る技術資料及び入札参加資格確認書類の作成及び提出をするにあたり、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名 夏泊漁港機能保全計画見直し業務

(2) 業務箇所 鳥取市青谷町青谷地先

(3) 業務概要 本件業務は、夏泊漁港の機能保全計画の見直しのため、簡易調査（重点項目）を実施し、漁港の外郭施設、係留施設、輸送施設における施設の機能診断、機能保全対策の検討などを機能保全計画書に取りまとめることを目的とし、詳細については以下に掲げる業務である。

ア 測量業務

調査準備 一式

簡易調査（陸上） $A=17,726 \text{ m}^2$

簡易調査（海上） $A=4,330 \text{ m}^2$

イ 地質調査業務

地中レーダー探査 $L=0.14\text{km}$

ファイバースコープ調査 $N=7$ 箇所

ウ 設計業務

計画準備 一式

機能保全計画書見直し 一式

エ 解析等調査業務

地中レーダー探査解析 $L=0.14\text{km}$

ファイバースコープ調査解析 $N=7$ 箇所

(4) 履行期間 本契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7年度及び令和8年度において鳥取市及び鳥取市水道局が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和6年鳥取市告示第625号）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、

土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有する者であること。

- (3) この公告の日から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。
- (5) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（測量等業務）に登録されていること。また、県内に常駐する技術者を10名以上保有すること。
- (6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づき河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門、港湾及び空港部門又は水産土木部門のいずれかの登録を受けている者であること。
- (7) 平成28年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準じる機関（公社、公団、事業団等をいう。）が発注した港湾維持管理計画、漁港機能保全計画又は海岸保全施設長寿命化計画の策定業務（以下「同種業務」という。）を元請として完了した業務実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (8) 本件業務の業務期間中、次の基準を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、同一の者であってはならない。
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定に基づく技術士（技術部門（同法第4条第1項に規定する技術部門をいう。以下同じ。）を建設部門又は総合技術監理部門とし、選択科目（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第11条に規定する選択科目をいう。以下同じ。）を「河川、砂防及び海岸・海洋」、「鋼構造及びコンクリート」若しくは「港湾及び空港」又は技術部門を水産部門とし選択科目を水産土木とするものに限る。）又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」、「鋼構造及びコンクリート」「港湾及び空港」又は「水産土木」）若しくは公益社団法人日本コンクリート工学会が認定するコンクリート診断士の資格を有する者であること。
 - イ 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、参加資格資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等の提出期間等

本件入札に参加を希望する企業は、次のとおり技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(ア) 郵送の場合

公告の日から令和8年8月10日(月)までの日(必着)

(イ) 持参の場合

公告の日から令和8年8月10日(月)までの日(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(ウ) 提出場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市農林水産部林務水産課水産漁港係(鳥取市役所本庁舎4階)

(エ) 提出方法

郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。)又は持参すること。

(オ) 技術資料等作成の問い合わせ先

ウの提出場所に同じ(電話0857-30-8312)

(2) 技術資料等の内容

ア 提出する技術資料等は下記の内容で作成する。

(ア) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(イ) 公募型指名競争入札技術資料(様式第2号)

(ウ) 同種業務の実績(様式第3号)

(エ) 建設コンサルタント登録の状況(様式第4号)

(オ) 配置予定技術者(管理技術者)の資格(様式第5号)

(カ) 配置予定技術者(照査技術者)の資格(様式第6号)

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は次の技術資料等の記入要領に基づき作成することとし、A4横書き左縦綴じにすること。

(3) 技術資料等の記入要領

ア 同種業務の業務実績(様式第3号)

(ア) 平成28年度以降に同種業務を実施した実績の中から代表的なものを記載するものとし、記載件数は2件を限度とする。

(イ) 記載にあたっては、業務内容の確認できるもの(調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づく業務カルテの写し又は該当業務の契約書及び仕様書等の写し等)を添付すること。

イ 建設コンサルタント登録の状況(様式第4号)

建設コンサルタントに登録している部門名を記載すること。

ウ 配置予定技術者の資格(様式第5・6号)

(ア) 配置予定者の資格について記載すること。なお、記載内容の確認のため次に掲

げる書類を添付すること。

a 配置予定技術者の資格を証明するもの（登録証の写し。）

b 配置予定技術者が常勤であることを証するもの（健康保険証の写し等）

（イ）配置予定技術者が特定できない場合は、各2名を限度に候補者を記入できる。

（ウ）落札者は、配置予定技術者を当該業務に配置すること。

（4）提出部数

技術資料等の提出部数は2部とする。

4 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5 設計図書を示す場所及び期間

本件業務に関する設計図書の閲覧は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに次のとおり行う。

（1）閲覧場所 鳥取市幸町7番地

鳥取市農林水産部林務水産課前フロア（鳥取市役所本庁舎4階）

（2）閲覧期間 この公告の日から令和8年8月10日（月）までの日（休日を除く）

（3）閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 設計図書に関する質問及び回答

（1）設計図書に対する質問は、入札日の前日から起算して5日前の午後5時15分までに鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。

電話0857-30-8121 FAX0857-20-3948

（2）前号の質問に対する回答は、入札日の前日から起算して4日前の午後5時15分までに書面にて鳥取市総務部検査契約課より通知する。

7 その他実施上の留意事項

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市農林水産部林務水産課水産漁港係（電話0857-30-8312）とし、指名通知等入札実施に係る窓口を同総務部検査契約課とする。

（2）技術資料等の提出をもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。

（3）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

（4）入札参加希望者の中から指名業者を選定し指名業者に通知する。

（5）当該業務について指名しなかった技術資料等提出者に対しても、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。

- (6) (5) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）することにより、非指名理由についての説明を求めることができる。
- (7) 非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答することとする。
- (8) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (9) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。
- (10) 業務内容に関する説明会を行わない。
- (11) 提出された技術資料等は提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (12) 入札参加者の指名から落札者の決定までの手続きは電子入札システムを使用し
て行うため、本件入札への参加を希望する者は、令和8年8月14日（金）までに
鳥取市電子入札システムの利用者登録を完了させておくこと。やむを得ない理由に
より書面での入札を希望する場合は、鳥取市建設工事電子入札実施要綱の規定に従
い、書面参加の手続きを行うこと。
- (13) 本件入札は、鳥取市測量等業務最低制限価格実施要領（平成30年4月1日制
定）の対象業務である。